

議案第 8 1 号

第 3 次城陽市基本構想を定めることについて

第 3 次城陽市基本構想を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日提出
(2006 年)

城陽市長 橋 本 昭 男

第3次城陽市基本構想

目 次

基本構想

城陽市の将来像	4
目標年次	4
施策の目標	5
人口・土地利用	8
分野別展望	13
市民と行政の協働のまちづくり	21

城陽市の将来像

青い空、輝く太陽、あふれる緑、澄みきった水、この恵まれた自然とすぐれた歴史遺産は市民共通の財産です。

この自覚と豊かな環境のもとで、私たちのめざす城陽のまちづくりの根幹は、すべての市民がまちの主演として活躍し、いきいきとした暮らしを送ることができ、物の豊かさとともに心の豊かさを味わうことができ、誇りを持って住み続けたいと願う市民が育つ、やすらぎと活力にみちた文化の香り高い個性豊かな住宅都市です。

本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化するなか、活力あふれる豊かな地域社会を築いていくため、恵まれた自然、長年にわたって培われた歴史遺産、市民による活発な地域活動など多様な地域資源を活かし、男女がともに参画し、人と環境にやさしくだれもが安心・安全でぬくもりが実感できるまちをめざします。また、交通の要衝としての優位性など本市の持つ発展性を十分に活かしながら、魅力ある都市機能の集積により、ヒト・モノ・情報が活発に交流する南山城地域の中核を担う都市としての役割を果たし、住んでよかったと自慢できるまちを共に創り、育て、そして新しい価値を創造する活力と魅力あるまちとして、次の世代へ伝え、継承していきます。

このように、これまで本市が築きあげてきた取り組みを基礎にしつつ、新たな時代に的確に対応したまちづくりを進めることをめざし、第2次総合計画に引き続き、めざすべき将来像を次のとおり設定します。

「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」

～活力ある21世紀のまちづくり～

目標年次

基本構想は、21世紀の第1四半世紀を展望しつつ、平成28年(2016年)を目標年次とします。

施策の目標

(1) 安心・安全のまちづくり(防災・防犯)

市民の防災・防犯に対する意識を高め、市民、事業者、関係機関、行政が連携して、災害に対する備えや犯罪抑止対策に取り組むことによって、防災体制や防犯体制が整備され、日々の暮らしに市民が安心・安全を感じることができる社会の形成。

(2) 快適なまちづくり(都市基盤・交通安全・緑化)

国土幹線道路である第二名神高速道路を活用した東部丘陵地などにおける新市街地や駅周辺における賑わいのある都市空間の創出、都市計画道路などの都市基盤整備の充実とともに、緑多い良好な住環境のもと、環境にやさしい公共交通を中心とした快適な社会の形成。

(3) 健康で幸せなまちづくり(福祉)

市民自らがより良い生活の実現に努め、持てる力を発揮し、「地域の力」で支えあう社会の形成。次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の形成。市民が健康づくりに取り組める社会の形成。高齢者や障害者など生活支援が必要な市民が地域で支えられながら自立した生活を営むことができる社会の形成。医療の確保と生活の安定が確保された社会の形成。

(4) 心がふれあうまちづくり(教育)

市民一人ひとりが、「いつでも、どこでも、だれでも、たのしく」人と触れ合いながら、生涯にわたって学び、生きがいのある充実した生活を送るため、学校教育にあっては、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付け、知育・徳育・体育・食育の調和のとれた人間形成をめざす学校教育を進めるとともに、学校と家庭と地域が連携、協働して子どもの教育に携わることにより、豊かな人間性と自ら学ぶ力のある子どもが育つ社会の形成。また、社会教育にあっては、文化や歴史が継承され、市民が自ら学び、お互いに学びあい、自己を高め、社会に貢献するとともに、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、心身ともに健やかに市民が育つ社会の形成。

(5) 活力に満ちたまちづくり(産業)

大都市近郊と広域交通網の進展などの条件を活かし、多様な交流が促進されるなかで農業、工業および商業などの地域経済が活性化し、働く場や就業しやすい環境が整い、市民がより豊かな生活を送れる社会の形成。

(6) 環境にやさしいまちづくり(環境)

人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など、全ての人が協力・協働して環境にやさしい取り組みを推進し、市民が良好な環境のなかで快適な生活を送れる社会の形成。

(7) 市民と進めるまちづくり(市民活動と交流)

地域の課題を地域住民自らが解決するための市民活動や草の根の国際交流が幅広く展開されるとともに、市民同士の交流やまちづくりへの市民参加が活発で、男女が共に個性と能力を活かせる社会の形成。また、すべての市民が互いの人権を尊重し、相互に助け合うとともに、それを原点として地域、まち、国、世界へと人と人のつながりを広げ、平和を希求する社会の形成。

(8) 信頼される市政運営(行政経営)

市民との協働や役割分担のもと、健全な財政運営や適正な人事管理などにより、効率的・効果的な行政経営が行われ、最少の経費で最も効果的な市民サービスが提供されている社会の形成。個人情報や安全に管理されているとともに、情報通信基盤やシステムなどの整備により、市民が必要な情報を活用できる社会の形成。

体系図	
施策の目標	分野別展望(P.13~)
(1)安心・安全のまちづくり (防災・防犯)	消防・救急体制の充実したまちをつくる 災害に強いまちをつくる 犯罪のないまちをつくる
(2)快適なまちづくり (都市基盤・交通安全・緑化)	城陽らしいまちなみを創造し保全する みどり豊かなまちを実現する 新たな都市空間の形成を図る 良好な住環境をつくる 安全な水道水を安定供給する 下水道の整備を進め生活環境の向上を図る 墓地の確保を検討する 駅周辺整備を推進し公共交通対策を充実する 安全で快適な道づくりを推進する 交通安全対策を推進する 浸水被害の軽減と環境に優しい川づくりを推進する
(3)健康で幸せなまちづくり (福祉)	市民の健康づくりを推進する 地域でともに支えあう仕組みを充実する 高齢者福祉を充実する 子育てしやすい環境づくりを推進する 障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる 生活支援を必要とする市民が自立するための支援に努める 保険・医療を充実する

施策の目標	分野別展望（P.13～）
(4)心がふれあうまちづくり （教育）	生涯学習を推進する 幼稚園教育を充実する 学校教育を充実する 社会教育を充実する 文化芸術を振興する 文化財・郷土の歴史の保存・継承を推進する スポーツ・レクリエーションを振興する 健全な青少年を育成する
(5)活力に満ちたまちづくり （産業）	農業の振興を図る 商工業の振興を図る 観光の振興を図る 消費者保護を推進する
(6)環境にやさしいまちづくり （環境）	環境を守り育てる 持続可能な資源循環型社会の構築を推進する 地下水を保全する
(7)市民と進めるまちづくり （市民活動と交流）	市民参加と協働を推進する 男女共同参画社会の実現を図る 人権と平和を尊重したまちづくりを推進する 国際交流を推進する
(8)信頼される市政運営 （行政経営）	市民への情報発信と市民ニーズへの対応を図る 個人情報保護制度と情報公開の適正な運用を図る 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する 持続可能な財政運営を実現する 戦略的に行政経営を推進する

人口・土地利用

(1) 将来人口

本市の人口は昭和40年代から50年代前半にかけて京都、大阪の住宅都市として著しい増加を続けてきました。その後、安定的な増加を示してきましたが、平成7年の85,398人をピークに減少に転じ、平成17年の国勢調査結果では81,636人となっています。

日本の総人口も平成18年をピークに減少局面に転じるなか、本市では第3次総合計画に基づき、子育てしやすい環境づくりや住み替え需要などに対応したまちづくりなどにより若年層の定着を促進するとともに、活発な地域活動を発展させた内発型の産業や立地特性を活かした産業集積など多様な産業政策やまちづくり施策を展開することにより、一定の人口規模を確保し、維持することをめざし、この計画の目標人口を90,000人と設定します。

(2) 土地利用構想

1) 土地利用

本市は、京都・奈良の中間に位置し、JR、近鉄などの鉄道網、京奈和自動車道、国道24号などの道路網により、広域的な交通条件に恵まれた地域です。また、木津川や東部の丘陵地、田園などの豊富な自然環境や、多くの古墳、遺跡など豊かな歴史的文化的遺産が多く存在しています。さらに、第二名神高速道路の整備については、城陽 八幡間は既に事業着手されており、この整備と連携した工業・流通機能をはじめとする多様な都市機能の集積を図るとともに、東部丘陵地を活かした計画的な土地利用を進めることが重要です。

このため、本市のめざす将来像については、こうした中長期的な視点に立って、森林や農地などの豊かな自然環境や歴史資源の保全を基本としつつ、以下に掲げる土地利用ゾーニングに基づき、本市の地域特性を活かした計画的・効果的な土地利用の誘導をめざします。

市街地ゾーン

豊かな自然環境や田園環境と調和した土地利用を推進することを基本とし、本市の住宅都市としての魅力をより一層高めるための良好な住環境の形成を図るとともに、利便性向上や活気にあふれた賑わいのある暮らしにつながる多様な都市機能の充実・強化をめざします。

新産業ゾーン

第二名神高速道路（仮称）城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺地区については、広域幹線道路の整備に伴い、国土軸が交差する交通の要衝となるため、その優れた立地条件を活かした工業・流通地の形成をめざします。特に、ゾーン内の幹線道路の整備とあわせて、計画的な土地利用を前提とした都市型工業や流通センターなどの新しい生産拠点の形成をめざします。

また、市南部においては、雇用機会が創出できる周辺的环境に配慮した産業の集積をめざします。

山砂利跡地ゾーン

山砂利採取の拡大を防止するとともに、恵まれた広域交通条件を活かし、緑の回復など自然環境に配慮した環境保全型の複合都市機能の集積をめざします。

バッファ(緩衝)ゾーン

第二名神高速道路と併行した国道24号沿道については、背後の住宅地の居住環境を保護するために、緑地あるいは十分な緑地を確保した業務施設などを配置した緩衝地帯の整備をめざします。

農業ゾーン

大都市近郊という立地条件を活かし、優良農地などの保全・整備を図るとともに、集落環境の向上をめざします。

公園緑地ゾーン

鴻ノ巣山や総合運動公園、ゴルフ場などがあり、木津川右岸運動公園（仮称）の整備とあわせて、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの拠点地域の形成をめざします。

森林緑地ゾーン

自然保護、水源かん養、大気浄化などの観点から、森林の保全を基本としつつ、木津川右岸運動公園（仮称）などの都市施設を配置するなど、ゆとりある緑地環境の創出をめざします。

福祉ゾーン

既存の福祉施設を中心に福祉関連施設の充実・整備を図り、福祉を中心としつつ多世代が交流する地区の形成をめざします。

<土地利用ゾーニング>



2) 都市機能配置

土地利用構想に基づき、都市機能を重点的に配置するエリアを以下の通り設定し、その誘導をめざします。

市街地ゾーンおよび新産業ゾーン、バッファゾーン

ア) シビック機能

市役所や文化パーク城陽などの公共施設が集積する城陽駅から寺田駅にかけての一角をシビックゾーンとして位置づけ、既存の公共・公益施設相互の有機的ネットワークの形成をめざします。まず、重点的に城陽駅周辺、市役所周辺および寺田駅周辺の都市機能の充実をめざします。

イ) 商業・業務機能

長池駅周辺は、既存の商店街や大規模小売店舗を中心に、駅前広場をはじめとする都市基盤施設の整備とあわせて、本市の南部地区中心商業となる商業業務機能の配置をめざします。

ウ) 近隣商業機能

久津川駅、富野荘駅周辺および山城青谷駅周辺は、旧村を基盤とした地域の中心的な機能を有しており、今後も周辺地域の日常的な商業需要に対応する近隣商業機能の配置をめざします。

エ) 工業機能

国道24号などの沿道の既存の工業集積地は生産環境を整備し、優良な工業地としての機能の配置をめざします。

また、国道307号沿いに新たな環境に配慮した工業地の形成をめざします。

オ) 工業・流通機能

第二名神高速道路（仮称）城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺地区については、ゾーン内の幹線道路の整備とあわせて、計画的な土地利用を前提とした都市型工業や流通センターなどの新しい生産拠点として機能集積をめざします。

カ) バッファ機能

緑地として、または十分な緑地を確保した業務施設などを配置することにより、住宅地との緩衝地帯としての機能の配置をめざします。

山砂利跡地ゾーン（広域都市機能）

ア) 研究・業務機能

関西文化学術研究都市との連携を考慮し、京阪神地区などの広範囲な産業、研究および教育施設の導入をめざします。

イ)工業機能

京阪神地域のニーズに対応し、関西文化学術研究都市の研究成果を活かす研究開発型の生産機能の誘導をめざします。

ウ)流通機能

インターチェンジを活かした広域的な流通拠点機能の導入をめざします。

その他のゾーン

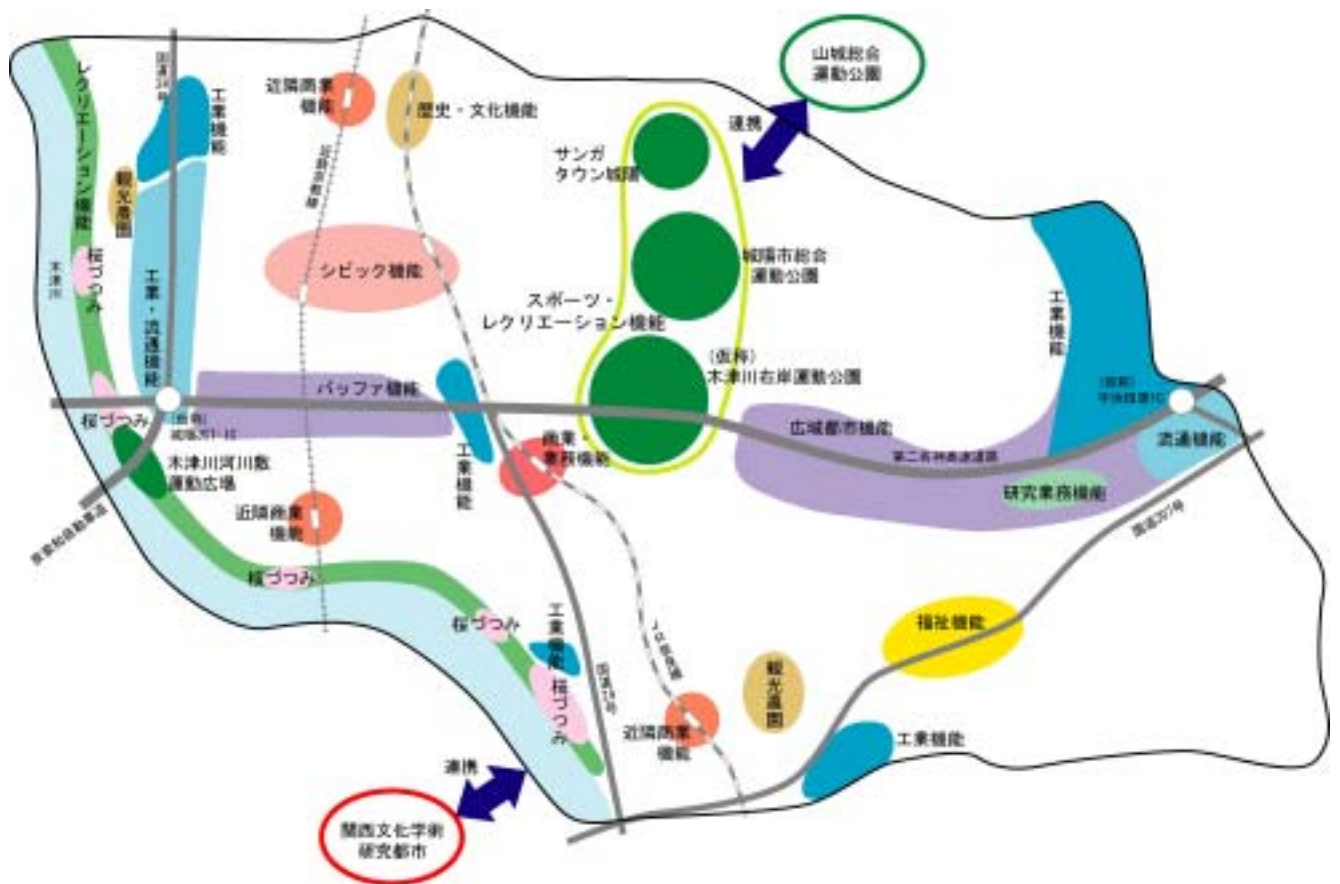
ア)スポーツ・レクリエーション・歴史文化機能

豊かな自然環境を活かし、城陽市総合運動公園、木津川右岸運動公園（仮称）、サンガタウン城陽などの配置により、スポーツ・レクリエーションの拠点としての機能の配置をめざします。また、木津川沿いの桜づつみ、青谷の梅、いも掘り農園、古墳群・遺跡などの個性ある観光資源をネットワーク化することにより、地域内外の人々の交流機能としての充実強化をめざします。

イ)福祉機能

既存福祉機能を充実・整備するとともに、世代間交流を考慮した緑地や散策道などレクリエーション機能の配置をめざします。

<都市機能配置図>



分野別展望

(1) 安心・安全のまちづくり(防災・防犯)

消防・救急体制の充実したまちをつくる

各種の災害に確実・迅速に対応できる消防力を強化するため、消防体制の確立および予防体制を充実し、被害の軽減および災害の予防をめざします。また、家庭における防火対策や市民の防災意識の啓発などを推進し、地域の防災力の強化をめざします。さらに、消防の広域化を推進し、消防行政の運営の効率化と基盤強化をめざします。

増加する救急需要に対応するため、救急・救助体制の確立や市民への応急手当の普及啓発により、救命率の向上をめざします。

災害に強いまちをつくる

市民、事業者、関係機関、行政の連携により、防災体制の確立したまちづくりをめざします。また、公共施設の耐震化や住宅の耐震対策を促進することにより、災害に強いまちづくりをめざします。さらに、地域住民によるネットワーク活動、地域コミュニティ活動の充実により、災害時における地域の相互協力関係の構築をめざします。

武力攻撃事態や緊急処理事態に備えた体制づくりをめざします。

犯罪のないまちをつくる

市、市民、企業、警察、関係機関が一体となって市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの自主的な防犯活動の推進などにより防犯体制を確立し、犯罪のない安心・安全なまちをめざします。

(2) 快適なまちづくり(都市基盤・交通安全・緑化)

城陽らしいまちなみを創造し保全する

歴史や文化を受け継ぎ、城陽らしい景観・まちなみを保全し創造するとともに、身近に自然を感じられる憩いのまちの形成をめざします。また、山砂利採取跡地を含めた東部丘陵地における自然環境の創造と有効利用をめざします。さらに、適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観の創出をめざします。

みどり豊かなまちを実現する

市民との協働による都市緑化などの推進や都市公園の整備などにより、豊かなみどりの中で、やすらぎや快適さが実感できる美しい生活空間の形成をめざします。また、水と緑のネットワークを充実することにより、豊かな自然と共生した潤いのある都市環境の創出をめざします。

新たな都市空間の形成を図る

山砂利採取跡地における自然災害の防止や生活環境の保全とともに、東部丘陵地整備計画の策定と早期実現化をめざします。また、第二名神高速道路の整備により、工業や流通機能の強化をはじめ、広域交通の利便性の向上や「ヒト・モノ・情報」の活発な交流をめざします。

良好な住環境をつくる

適正な土地利用や秩序ある建築の誘導を行うとともに、密集市街地などにおいては耐震対策など老朽木造住宅の更新を促進することにより、安全で快適な住環境の形成をめざします。また、安全な住宅やバリアフリー住宅、環境共生住宅などの普及により、良質な住宅ストックの形成をめざします。さらに、高齢者や障害者に配慮した住宅の整備や、若者が住み良い魅力ある住宅・宅地の供給などを促進することにより、多様な世代が居住するまちをめざします。

安全な水道水を安定供給する

水道施設の計画的な更新などにより、より一層の市民生活や産業活動に必要な安全で安定した水の供給をめざします。また、地下水の保全による水源の確保や水道水の漏水防止などにより、水の有効利用をめざします。さらに、水道ビジョンを踏まえつつ、適正な水道料金のもとに、健全な公営企業経営をめざします。

下水道の整備を進め生活環境の向上を図る

下水道整備を早期に完了させるとともに、全ての住宅などへの下水道の接続により、生活排水の適正な処理をめざします。また、長期的視点に立った下水道施設の維持管理と健全な事業経営をめざします。

墓地の確保を検討する

人生の終焉に必要な葬祭場、火葬場の利用しやすい環境づくりや墓地公園の整備についての検討を進めることにより、市民の定住意識やふるさと意識の高揚をめざします。

駅周辺整備を推進し公共交通対策を充実する

地域住民との協働による寺田駅周辺や長池駅周辺の整備により、地域の顔となる特色ある市街地の形成をめざします。また、市内各駅においても駅に通じる府道の整備を要請し、駅利用者の安全性や利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成をめざします。

JR奈良線および近鉄京都線の便数の増加や高速化などにより鉄道利用の利便性の向上をめざします。また、高齢者や障害のある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい交通の実現をめざします。

安全で快適な道づくりを推進する

近鉄京都線の立体交差化とあわせた都市計画道路の整備により、交通渋滞の緩和と市内の東西方向の円滑な移動の確保とともに、国道・府道の整備、改良の促進をめざします。また、道路のバリアフリー化や自転車・歩行者用道路の整備、コミュニティ道路の整備、街路樹の植栽などの推進とともに、計画的な維持管理により、安全で快適な道づくりをめざします。

交通安全対策を推進する

歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取り組みなどにより、交通の安全確保をめざします。また、市、警察、学校、関係民間団体および家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を取りながら地域ぐるみの活動を推進することにより、交通安全意識の向上をめざします。さらに、交通事故や違法駐車、放置自転車の減少により、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

浸水被害の軽減と環境に優しい川づくりを推進する

総合排水計画に基づく河川改修や国、京都府が管理する河川の改修と流出抑制対策等を促進することにより、浸水被害の軽減をめざします。また、水辺空間の整備や市民との協働による維持管理などにより、市民に親しまれる河川の創造をめざします。

(3) 健康で幸せなまちづくり(福祉)

市民の健康づくりを推進する

市民自らの健康意識を高めるための啓発を行うとともに、健康診査や予防接種を充実し、市民の主体的な健康づくりをめざします。

地域でともに支えあう仕組みを充実する

市民、関係団体、事業者、行政が協働のもと、それぞれの役割を自覚して「地域の力」で支えあうことにより、市民一人ひとりが地域でいきいきと暮らせる生活の実現をめざすとともに、その活動の場となる施設整備の充実をめざします。

高齢者福祉を充実する

高齢者の健康づくりと介護予防や社会参加の促進などの取り組みを市民、関係団体、事業者などと行政が協働で進めることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して、生活できるまちづくりをめざします。また、高齢者自らの生きがいづくり・健康づくりの活動の支援と施設の整備・改修をめざします。さらに、医療・健康づくりなどと一体となった総合的な介護予防事業を推進し、介護保険制度の円滑・健全な運営をめざします。

子育てしやすい環境づくりを推進する

家庭・学校・地域の連携強化などによる地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりをめざ

します。また、働くことと子育てが両立できる環境づくり、コミュニケーション豊かな子育て環境づくり、健やかな成長を見守る環境づくりにより、安心して子育てができる地域社会の形成をめざします。

障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる

障害のある人とない人が共に生きる地域社会の実現をめざします。また、障害のある人が持てる能力を発揮し、積極的に社会参加することにより、地域で自立できる生活の実現をめざします。さらに、障害者のニーズにあった住宅および施設サービスの充実をめざします。

生活支援を必要とする市民が自立するための支援に努める

被保護世帯などに対する必要な生活支援を行うことにより、健康で文化的な生活水準を維持しつつ世帯の自立助長をめざします。

保険・医療を充実する

健康に関する意識を高めることにより、市民の健康増進と医療費の適正化をめざします。また、保険、医療、年金の給付制度の周知徹底などにより、市民が安心できる医療や老後の生活の安定をめざします。

(4) 心がふれあうまちづくり(教育)

生涯学習を推進する

市民が自ら学び、相互に学びあい、自ら行動することにより、自己を高め、生きがいをもって社会に貢献する教養豊かな文化の香りの高いまちをめざします。また、市民が生涯にわたり、いつでも自由に学ぶことができる環境と体制を整備し、魅力的で活力あるまちをめざします。

幼稚園教育を充実する

幼稚園における預かり保育や教育相談体制などの充実を図るとともに、幼稚園、家庭、地域社会の連携により、人間形成の基礎を培う就学前教育の充実・向上をめざします。また、保護者や関係機関との連携を図り、障害のある幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な支援をめざします。

公・私立幼稚園の役割分担や多様な選択機会を増やすため、「認定こども園」の設置の支援や私学助成などの充実をめざします。

学校教育を充実する

児童生徒の一人ひとりの個に応じた取り組みにより、確かな学力、豊かな心、健康な体などの「生きる力」の育成に努めるとともに、充実した教育環境の整備をめざします。また、子どもの安全や特色ある学校づくりのため、学校と家庭、地域との一層の連携をめざ

します。さらに、教職員の実践的指導力を育成するため、研修機会の充実をめざします。

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うために、校内体制の整備を図るとともに、関係機関や保護者などとの連携の推進をめざします。また、地産地消などの取り組みにより、すべての児童生徒が安心できるおいしい給食の提供をめざします。

社会教育を充実する

市民が生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、幅広い分野の生涯学習事業が推進されるまちをめざします。また、市民の自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報や人権などの現代的課題に関する学習活動が推進されるまちをめざします。

文化芸術を振興する

これまで培われてきた文化や伝統を継承し、さらに発展させるとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、個性が輝き魅力に富んだ、いきいきと心豊かに暮らせるやすらぎと活力に満ちた文化芸術の香り高いまちをめざします。

文化財・郷土の歴史の保存・継承を推進する

文化財を保存・継承することにより、市民が郷土の歴史に関心を深め、観光資源として活用するなど、郷土に対する誇りと愛着心を醸成するまちをめざします。また、市の文化・歴史の拠点である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの文化遺産を次代に伝承していくまちをめざします。

スポーツ・レクリエーションを振興する

だれもがスポーツに親しめる環境づくりを進めることにより、多くの市民がスポーツを大切にし、楽しむまちをめざします。また、多くの市民が各種スポーツ活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上をめざすとともに、スポーツを通じてさわやかな交流を促進することにより、市民がいきいきとした生活を実現するまちをめざします。さらに、「サンガのまち城陽」「スポーツのまち城陽」を全国に広めることにより、市民が誇れるまちをめざします。

健全な青少年を育成する

青少年を地域で守り、育てる意識などを根付かせることにより、地域ぐるみで青少年を健全に育成するまちをめざします。また、青少年の社会的自立や社会参加などを促進することにより、心身の健全な育成を進めるまちをめざします。さらに、青少年の健全育成に係る施策を中長期的な視点に立って、計画的かつ総合的に推進していくまちをめざします。

(5) 活力に満ちたまちづくり(産業)

農業の振興を図る

農業振興地域の農地は、農業基盤整備を推進し、優良農地として保全をめざします。また、都市近郊の立地条件を活かし、農作業の担い手の確保・育成や農作業受委託の組織づくりの促進などにより、特産品や収益性の高い農産物が生産される効率のよい農業経営の支援をめざします。さらに、地産地消や生産者と消費者との交流など、魅力ある地域農業の振興をめざします。

商工業の振興を図る

工業系用途地域をバランスよく適正に配置することにより、先端産業やベンチャー企業、伝統ある地場産業など多様なものづくり(生産活動)が活発に行われる工業地づくりをめざします。また、消費者の多様なニーズに対応した商業活動の展開や、駅前などに特色を活かした商業・サービス業などの集積を図ることにより、利便性の高い賑わいとふれあいのある商業地の形成をめざします。さらに、既存企業の振興と新規企業の誘致などにより、雇用の場の拡大や就業環境の向上など、市民の生活基盤の安定をめざします。

観光の振興を図る

自然資源、遺跡や社寺などの歴史的資源、特産物などの市固有の地域資源を活かしながら、周辺市町との広域的な連携による観光ルートの確立をめざします。また、観光客の受入環境の整備などにより、市民が気軽に余暇を楽しむことができ、かつ季節を問わずいつでも多くの観光客が訪れるまちをめざします。さらに、観光関連施策との連携により、地域や商業・農業の活性化をめざします。

消費者保護を推進する

消費者問題の相談、啓発の推進などにより、高齢者をはじめ全ての市民の消費者としての権利が守られた、安全で安心できる暮らしの実現をめざします。

(6) 環境にやさしいまちづくり(環境)

環境を守り育てる

市・市民・市民団体・事業者が協力・協働して地域の環境保全とその向上の取り組みを推進することにより、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決や豊かな自然と共生した市民の快適な生活の実現をめざします。

持続可能な資源循環型社会の構築を推進する

市・市民・市民団体・事業者が一体となった取り組みの推進により、ごみの発生抑制および再利用・再資源化など資源循環型社会の構築をめざします。また、廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化するとともに、環境美化への取り組みを市民とともに推進し、ごみのない秩序あるまちをめざします。

地下水を保全する

地下水の水量や安全性を確保するため、総合的な調査と監視を強化し、豊富で良質な地下水の保全をめざします。

(7) 市民と進めるまちづくり(市民活動と交流)

市民参加と協働を推進する

市民、地域、NPO・ボランティアなどのさまざまな主体が、それぞれの特性を活かしながら、適切な役割分担のもとに、協働してまちづくりを進める社会をめざします。また、自治会の自主性と自発性を尊重しつつ、自治会活動を支援するとともに、コミュニティ意識の醸成と市民間の交流を促進することにより、自治会のより一層の活性化をめざします。さらに、コミュニティセンターにおいて地域の独自性と地域にあった活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化し、心がふれあうまちをめざします。

男女共同参画社会の実現を図る

男女が互いに尊重し、社会の対等なパートナーとして相互に責任を分かち合い、また、自らの意思によって社会のあらゆる分野で、その個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

人権と平和を尊重したまちづくりを推進する

すべての人の基本的人権を尊重し、学校、地域社会、家庭、職場などあらゆる場や機会を通して人権教育・啓発活動などを推進することにより、人権文化の構築をめざします。また、平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類の共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

国際交流を推進する

市民の国際交流、国際親善についての理解と関心を高め、市民の草の根レベルでの幅広い国際交流活動を推進することにより、諸外国との相互理解と一層の友好親善をめざします。また、国際感覚豊かな人材の育成をめざします。さらに、市内在住の外国人が市民として安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(8) 信頼される市政運営(行政経営)

市民への情報発信と市民ニーズへの対応を図る

市政について市民理解を深めるため、広報紙や多様な情報技術を活用した広報活動を進めることにより、市政に関する情報提供の一層の推進をめざします。また、市民の多様なニーズやさまざまな地域課題を的確に把握し市政に反映させるため、市民からの意見、要望などの広聴活動の充実をめざします。

個人情報保護制度と情報公開の適正な運用を図る

個人の権利、利益を保護しながら、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開と提供を積極的に進め、行政運営の透明性を高めるとともに、市民とのより一層の信頼関係を構築することをめざします。また、個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護をめざします。

適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

職員が能力や意欲を最大限発揮できる人事制度を確立し、市民の信頼と負託に応える人材づくりをめざします。また、IT（情報技術）を積極的に活用し、業務の効率化、迅速化、質的向上を進めるとともに、より一層の民間委託などを推進し、適正な定員管理を進め、効率的でスリムな市役所をめざします。

価格競争だけでなく、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度の確立をめざします。

持続可能な財政運営を実現する

新たな税源の確保も含め、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の縮減を行い、財政基盤を確立することをめざします。また、中長期的な視点に立った健全な財政運営を推進するとともに、積極的に財政状況を公表するなかで、市民との協働・協調や役割分担による効率的・効果的な行政経営を推進し、市の独自性を活かした施策の戦略的な展開をめざします。さらに、安定的かつ自立した財政運営を推進するため、その基本となる公平・公正な課税と収納率の向上をめざします。

戦略的に行政経営を推進する

総合計画において示したまちづくりの目標を市、市民、市民団体、企業が共有し、協働による計画的なまちづくりをめざします。また、マネジメントサイクルに基づく行政経営の仕組みの確立により、環境の変化や新たな行政課題に対する柔軟かつ迅速に対応できる行政運営をめざします。さらに、市民の視点に立った、長期的かつ全庁横断的な推進体制の確立により、総合的かつ効率的な行政運営をめざします。

国や京都府、近隣市町村との連携や協力体制の確立により、地域個性を発揮しながら、政策連携を進め、魅力あるまちづくりをめざします。

市民と行政の協働のまちづくり

(1) 協働に関する市の考え方

近年、地方分権の進展により、国と地方自治体の関係が変化しつつあるなか、市町村は地域における総合的行政主体として、地域に関する行政を自らの判断と責任で処理するなど、これまで以上にその役割を果たすことが求められています。また、地方分権社会においては、市町村行政に対する住民のより自発的かつ積極的な関わりが重要となっており、地方自治における市民と行政の関係も変化してきています。

このように、地方自治の枠組みが大きく変化しつつあるなかにおいて、本市の将来像や分野別展望を実現するためには、今後、本来あるべき「住民自治」の構築をめざし、市民と行政との協働の仕組みをつくっていくことが不可欠です。

そこで、市民と行政が手を携えてまちづくりを進めていくことをめざした「協働」について、市としての考え方を示します。

- 1) 市民一人ひとりがまちづくりの主役としての責任感と自覚を高めつつ、お互いに地域社会の中で支えあえるよう、自助・共助の精神に基づいて、まちづくりの担い手となることが望まれます
- 2) 市民はまちに愛着を持ち、まちづくりの話しあいの機会に主体的に参画することが望まれます
- 3) 市のまちづくりの課題に対する認識を高め、まちのめざす将来像や重点的に取り組む事項を行政とともに共有することが必要です

「市民まちづくりワークショップ」における市民の意見から...

< 市民に求められること >

市民はまちに愛着を持ち、市民憲章を理解し、城陽のまちづくりの精神を学ぶ。そして、自分が
できることについて「意識する」「知る」「学ぶ」ことに取り組む

市民は地域の一員として自立（住民自ら情報を持ち）し、主体的に地域にかかわる意識と行動力
をもつ

< 行政に求められること >

行政は自助・共助・公助の精神を住民に伝える努力をする。また、これまでの取り組みを有効に
活用するとともに、PRに取り組む

常に住民の声をよく聞き、情報の提供、地域コミュニティを支えるための物的支援や安全確保を
行う

(2) 市の役割

協働に関する市の考え方を踏まえ、市行政が果たすべき役割を示します。

1) 市行政は多様な主体によるまちづくりのまとめ役です

市行政は、市民と共有する本市の将来像の実現に向け、自助・共助・公助の精神を市民に伝えることに努め、市民との協働によるまちづくりのまとめ役としての使命を果たします。

2) 市民の声を聞くとともに、市行政が持つ情報を積極的に提供し、信頼関係を築きます

市行政は、市民との信頼関係を確固たるものとするため、広く市民の声を聞き、市民との対話を重視し、市民がその主体的役割を果たすことができるよう支援します。また、まちづくりの目標や目的などを市民と共有することができるよう、市民にわかりやすい形で情報を提供し、説明責任を果たします。

3) 地域活動や民間活動が自立できるよう支援します

市行政は、市民や企業などがそれぞれの役割を主体的に担うことができるよう、協働のしくみづくりや環境整備を進め、地域活動や民間活動の自立支援に努めます。

4) 新たな価値観でまちづくりを実践します

市行政は、市民と共有する将来像の実現に向けて、厳しい財政状況のなかでも最少の経費で最大の効果を上げられるよう、従来のやり方にとらわれず、「行政を運営する」ことに加え、市民とともに「都市を運営する」という視点に立って、あらゆる面において抜本的な改革を進め、市民に身近なサービスの向上と個性豊かなまちづくりを実践します。

提案理由

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第3次城陽市基本構想を定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第2条 略

～ 略

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

～ 略